**令和４年度つながり続ける地域・社会づくり活動特別助成交付要項**

１　助成の目的

　　コロナ禍により生じた生活困窮等様々な課題の影響は今後も継続するものと見込まれ、孤立する人たちの生活課題がさらに深刻化しています。

　　こうした課題を抱える人たちに対し、相談に乗る、必要な生活用品等の援助を行う、つながりを絶やさない仕組みを構築し孤立化を防ぐなど、様々な取り組みが実施されましたが、更に長期的な支援活動が必要な状況にあります。

そこで、コロナ禍においても「つながりを絶やさない社会づくり」を目的として実施される事業に対し助成します。

２　助成対象団体

　　茨城県内で活動する非営利の団体やグループ。法人格の有無は問いませんが、概ね団体としての活動実績が１年以上あること。

３　助成対象事業

　　コロナ禍に起因した困窮や孤立などの福祉課題を抱える人たちに対する次のような支援活動。

|  |
| --- |
| 〇　衛生対策をとりながらの対面や電話などによる各種の相談、情報提供  〇　子ども食堂やフードパントリーなどの食支援、学習支援、居場所づくりの  　　活動  〇　コロナに起因して顕在化した困りごと解決に向けた臨機に実施する活動  〇　その他茨城県共同募金会長が必要と認める支援活動 |

４　助成事業の対象期間

　　令和４年４月１日～令和５年３月３１日

　　令和４年４月１日以降の活動であれば、助成決定前の活動も対象とします。

５　助成額

事業に必要と認められる経費について、予算の範囲内で次のとおり助成します。

助成総額は３００万円程度を予定しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 助成率 | ９０％ |
| 助成限度額 | ３００，０００　円 |

６　助成対象経費

　　コロナ禍による課題解決を行う支援活動に必要な経費を対象とします。ただし、行政等の公的財源が見込まれるもの（費用が区分けできるものを除く）を除きます。

７　助成金の交付申請

　　助成金の交付を受けようとする場合は、助成申請書に指定の書類を添付し、市町村共同募金委員会に２部提出してください。

**申請受付期間　　令和４年４月１日　～　令和４年１２月２日**

**ただし、受付期間内であっても助成総額に達した時点で終了とさせていただきます。**

８　助成決定

　　決定者には決定通知を送付するとともに本会ホームページで公表します。

９　助成金の送付

　　助成金は、原則として助成事業が終了しその額が確定した後に支払います。

　　ただし、助成事業の円滑な遂行上必要と認めるときは助成事業者からの請求に基づき助成金を全額概算払いします。

１０　助成金の請求

　　助成事業者は、事業完了後１カ月以内若しくは令和５年３月３１日までに実績報告書と収支決算書を添えて助成金交付請求書を会長に提出しなければなりません。

１１　その他

　　その他、本要項に定めのない事項については、「社会福祉法人茨城県共同募金会地域域福祉特別助成方針」によるものとします。

|  |
| --- |
| 問い合わせ先  　社会福祉法人　茨城県共同募金会  〒310-0851　水戸市千波町1918 　茨城県総合福祉会館内  　℡　０２９－２４１－１０３７　　ＦＡＸ　０２９－２４４－１９９３  　e-mail　iba-cc@atlas.plala.or.jp |